

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 労働時間の考え方

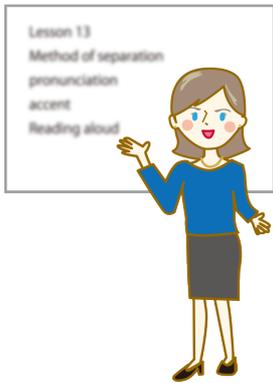
この作業をしている時間は労働時間なのか否かについて判断に迷うときはありませんか？今回は労働時間について研修・教育訓練等の事例とともに紹介します。

### 労働時間とは？

使用者の**指揮命令下に置かれている時間**のことをいいます。また、使用者の指示によって労働者が業務に従事する時間は労働時間になります。



### ① 研修・教育訓練の取扱い



⇒**業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、労働時間に該当しません。**

※研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなかつたりするなど、事実上参加を強制されている場合は労働時間に該当します。

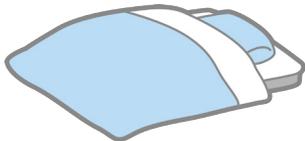
#### ■労働時間に該当しない事例

- 労働者が、自ら申し出て、一人または先輩社員に依頼し、使用者から指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練
- 会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の業務と関連性がないの英会話講習

#### ■労働時間に該当する事例

- 使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど実質的な業務指示で参加する研修

### ② 仮眠・待機時間の取扱い



⇒仮眠室などで、電話等に対応する必要がなく、実際に業務を行うことがないような場合は労働時間に該当しません。

#### ■労働時間に該当しない事例

- 労働者が、夜間の緊急対応当番のために社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間

### ③ 直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い



⇒移動中に業務の指示を受けず、自由な移動時間の利用が保障されているような場合は労働時間に該当しません。

#### ■労働時間に該当しない事例

- 遠方に出張するため、仕事日の前日にあたる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間

■参考資料：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署リーフレット「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い  
個別の会社における労働時間の取扱いについては、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。